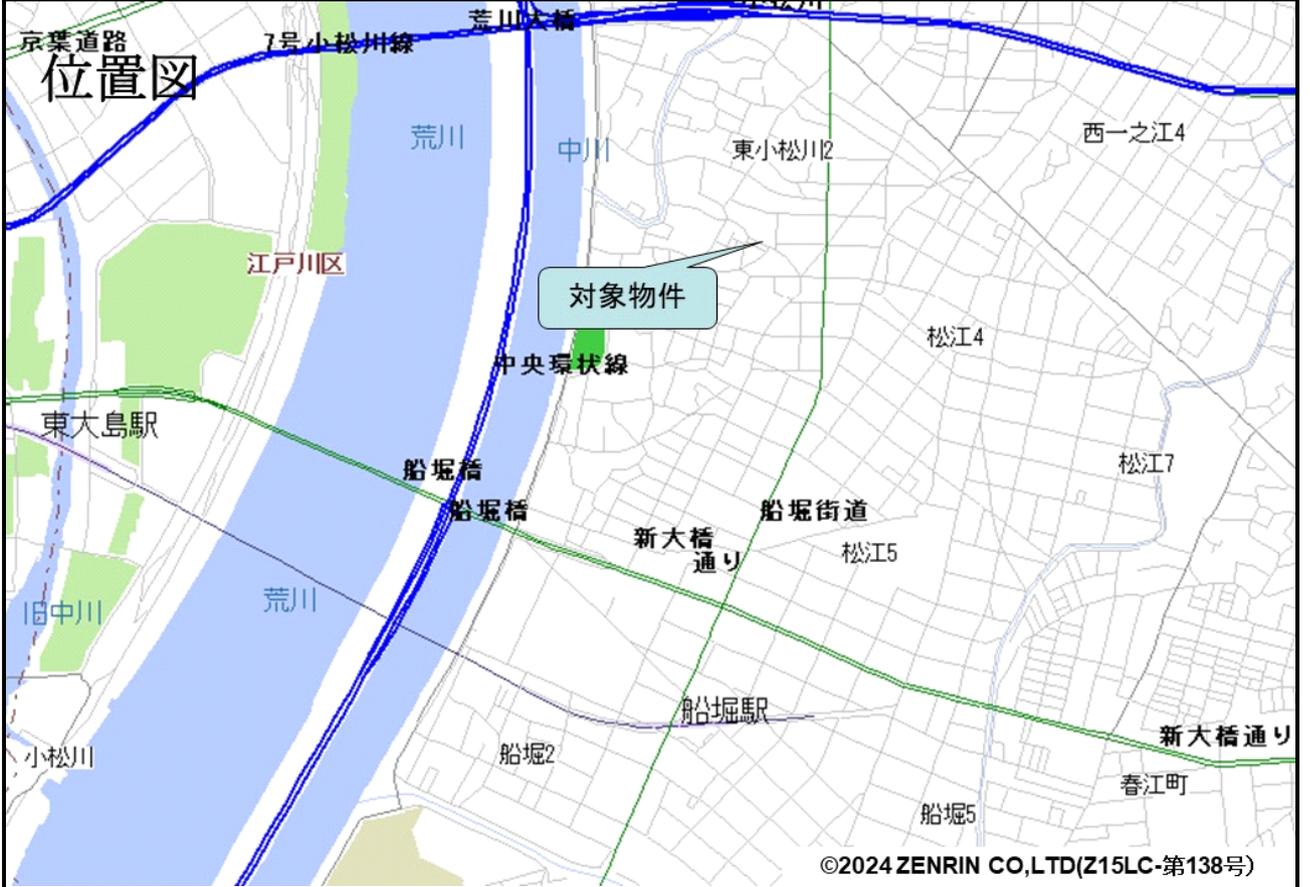


売却区分番号	3279-3		
見積価額	¥1,700,000	公売保証金	¥200,000
財産の表示	1 所在 東京都江戸川区東小松川二丁目 地番 4136番13 地目 宅地 地積 72.45平方メートル		以上登記簿による表示
公法上の規制	第1種住居地域 準防火地域 第3種高度地区 敷地面積最低限度 70平方メートル 日影規制（5時間－3時間） 新たな防火規制区域（東京都条例） 宅地造成等工事規制区域 西小松川町、東小松川一・二丁目地区地区計画 建蔽率 60% 容積率 300%		
接道状況	接面道路なし		
地盤・地勢	ほぼ平坦地		
使用状況等	当局的差押え前から第三者所有の建物（4135番地2、4136番地1、家屋番号4135番2の2）の敷地として賃貸 所有者の申立てによる賃貸借契約の内容 現行地代（月額）10,247円 存続期間その他賃貸借契約等の内容は不明		
特記事項	隣接地所有者のための下水管及び雨水管の埋設あり		
住居表示等	東京都江戸川区東小松川二丁目23番3号付近		
最寄駅等	都営地下鉄 新宿線 船堀駅 徒歩約18分		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 <ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。 <p>なお、売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p>		

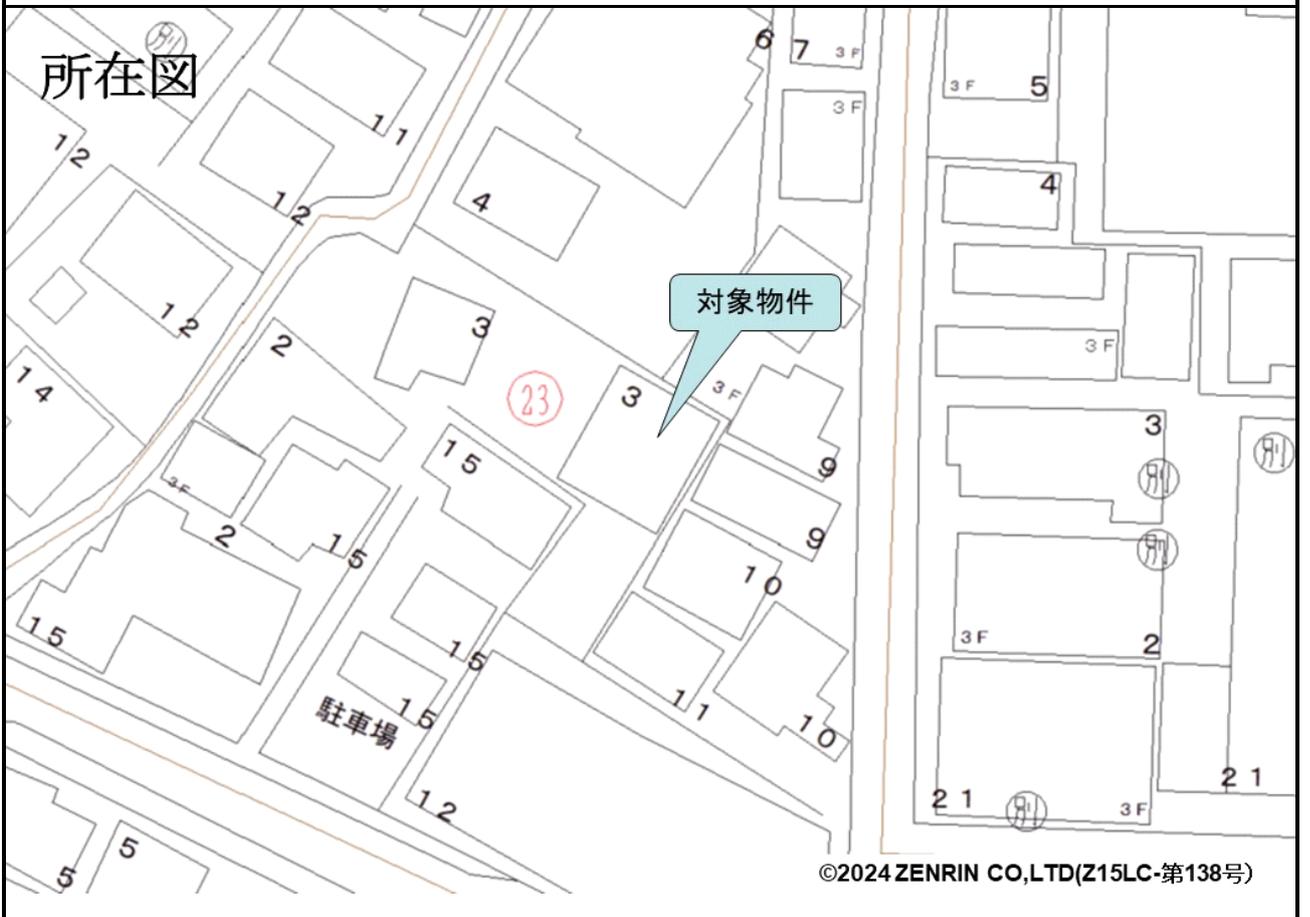
売却区分番号

3 2 7 9 - 3

位置図



所在図



見取図



※建物等はおおよその位置・形状を示している。